

平成 28 年度特別監察報告書

平成 29 年 3 月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等及び対象機関	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
	(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組	5
	(2) 事業者・OBとの接触・対応	6
	(3) 機密情報管理の徹底	7
	(4) 応札・落札状況の分析	8
II.	提示意見	9
	(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組	9
	(2) 事業者・OBとの接触・対応	9
	(3) 機密情報管理の徹底	10
	(4) 応札・落札状況の分析	10
III.	推奨事例	12
	(2) 事業者・OBとの接触・対応	12

(別添) 対象機関における取組状況 13

(参考1) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書(抄)

(参考2) 平成28年度監察基本計画

第1 はじめに

平成24年10月、高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、地方整備局の事務所（以下「事務所」という。）及び北海道開発局の開発建設部（以下「開発建設部」といい、事務所と開発建設部とを併せて「事務所等」という。）並びに地方整備局の本局及び北海道開発局の本局（以下「本局」という。）を対象とし、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

(参考)

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策（概要）

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容（懲戒処分等）や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
 - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5. 再就職の自粛要請

6. 再発防止対策の周知

第2 監察事項等及び対象機関

平成28年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

2. 重点項目

平成28年度の特別監察は、事務所等及び東北地方整備局本局に対して、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項として、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応
- (3) 機密情報管理の徹底
- (4) 応札・落札状況の分析

II. 対象機関

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間
北陸地方整備局 立山砂防事務所 新潟港湾・空港整備事務所	総括監察官 広畑 義久 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 金縄 健一 監察官 笠置 泰平 監察官 梅本 和義	平成28年10月26日から 10月28日まで
北海道開発局 帯広開発建設部 室蘭開発建設部	総括監察官 広畑 義久 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 笠置 泰平 監察官 福井 武夫 監察官 山田 博継	平成28年11月18日 12月6日及び 12月7日
東北地方整備局 釜石港湾事務所 本局	総括監察官 広畑 義久 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 河崎 拓実 監察官 金縄 健一 監察官 藤田 亨 監察官 笠置 泰平	平成28年11月28日から 11月30日まで

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

対象機関における取組状況（別添）の概要は、以下のとおりである。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする。
- 上記研修の手法について、グループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる。
- 一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制を作る。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等及び本局において、違法性の認識に関する研修の内容は上記各事項を十分に認識させるものとなっており、その手法についても、特にグループ討議方式及びeラーニングによるポイント学習方式の活用が積極的に採り入れられていた。

また、全ての事務所等及び本局において、研修等の内容の創意工夫を凝らすなどして研修等のマンネリ化対策が講じられていた。

さらに、全ての事務所等及び本局において、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」(本省作成、平成26年3月)を定期的に研修等で活用するなど、コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないようにするために工夫していた。

③ 中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受けての取組状況

平成28年9月30日以降発覚した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受け、監察において、対象機関が当該事案に関して実施した取組についてヒアリングしたところ、幹部間で情報共有を図ったり、課内会議等において全職員まで注意喚起を行ったり、特に積算業務と技術審査業務の分離体制について再確認を行ったりするなど、全ての事務所等及び本局において特別な取組が実施されていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応

① 調査報告書における主な再発防止対策

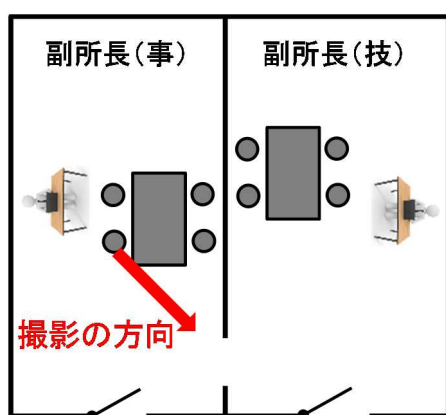
- 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する。
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする。
- 不当な働きかけに対する報告の徹底
 - ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける。

② 対象機関における取組状況

監査の結果、全ての事務所等及び本局において、事業者・OBとの接触ルールが「発注者綱紀保持規程」などによって明確化され、事業者・OBとの対応は、オープンな場所で複数の職員によって実施されていた。

また、全ての事務所等において、地方整備局の事務所副所長及び北海道開発局の開発建設部次長（以下「副所長等」という。）室の可視化、大部屋化等が実施されていたが、一部の事務所では、個室間のドア撤去のみの暫定対応のみとなっており、副所長室への来訪者を容易に視認できない状況となっていた。

さらに、全ての事務所等及び本局において、不当な働きかけに対する対応が「発注者綱紀保持規程」によって義務付けられていた。なお、実際に不当な働きかけを受けたという事案はなかった。



副所長室大部屋化等の暫定対応の例

(3) 機密情報管理の徹底

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 予定価格の作成を入札書の提出後に行う。
- 入札書と技術提案書を同時に提出させる。
- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する。
- 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証する。
- 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。
- 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術資料の同時提出が行われていた。また、全ての事務所等において、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保が行われていたが、本局の一部の部局では、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制が確保できていなかった。

また、全ての事務所等及び本局において、技術資料における事業者名のマスキングが徹底される一方で、職員の過度な事務負担とならないような工夫がなされていた。

さらに、全ての事務所等及び本局において、予定価格、調査基準価格などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について「発注者綱紀保持規程」などによって明確化・ルール化されるとともに、発注事務に関する書類等について、適切に管理されていた。特に機密情報を電子データとして保管する場合には、当該データの保存先フォルダにアクセス制限を設定するなど技術的セキュリティの強化が図られていた。

なお、「発注者綱紀保持規程」等においては、「情報管理総括責任者」は、発注する工事の種類（例えば河川改修、道路維持等）及び入札関連情報等の種類ごとに、「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を「情報管理整理役職表」において指定することとされており、「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」が指定及び変更された場合は、速やかに局長に報告することとされている。また、情報管理のルールが守られているかどうかについても、「情報管理責任者」が定期的に（少なくとも毎年度1回）点検し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告することとされている。

しかし、本局の一部の部局では、「情報管理整理役職表」が適切に更新されておらず、「情報管理責任者」による毎年度の点検も適切に行われていなかった。また、本局の一部の部局では、「情報管理整理役職表」に関して、本官発注工事において、入札関連情報について担当事務所職員が設計図書の作成に関与するにも関わらず、「業務上取り扱う者」に記載されていなかった。

(4) 応札・落札状況の分析

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する。
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事又は港湾土木工事につき、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータがホームページ上に公開され、順次更新されていた。

また、全ての事務所等及び本局において、それぞれ、当該事務所等及び本局における一般土木工事又は港湾土木工事の応札・落札状況を平素から継続的に分析していた。なお、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まり、また、調査基準価格と同額での入札が発生するなどの状況にあった。

また、談合疑義事実処理マニュアル（平成22年9月30日国地契第31号別添3等）は、談合疑義事実の処理の公正及び透明性を確保するため、「入札談合に関する疑義事実」についての事情聴取等の調査の可否を公正入札調査委員会の審議事項とするとともに、「入札談合に関する疑義事実」の内容や同委員会の審議の状況等を入札監視委員会への報告事項としているところ、一部の開発建設部及び本局においては、速やかに入札契約手続を進めることなどを目的として、談合疑義事実処理マニュアルの運用に当たって、事前に、公正入札調査委員会事務局等において「入札談合に関する疑義事実」のうち事情聴取等の調査を要すると判断された案件のみ、事務所等から報告させ、同委員会を招集することとしていた。

Ⅱ. 提示意見

監察の結果、必要と認める事項について提示する意見は、以下のとおりである。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

① 倫理研修等において重点的に伝えるべき事項

事務所等及び本局においては、今後とも、違法性の認識に関する研修の徹底の観点から、改めて、本局も含めた全ての職員が自分の身近な問題として取り組むよう、以下の点に重点を置いて繰り返し研修等を実施すべきである。

- ・入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
- ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ること

② 過去の不祥事案の情報共有に当たって留意すべき事項

事務所等及び本局において、上記研修等を実施するに際して、職員に対し、過去に生じた不祥事案に関する情報共有を行うに当たっては、可能な限り、当該事案の要因・背景を具体的に取り扱うべきである。

(2) 事業者・OBとの接触・対応

① 事業者・OBとの応接方法の徹底

事務所等及び本局においては、今後とも、発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たって、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、「発注者綱紀保持規程」に定められた事業者・OBとの応接方法の徹底を図るべきである。

② 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合はもちろん、暫定対応となっている場合においても、副所長等室への来訪者を容易に視認できないときには、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組みを進めるべきである。

また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うべきである。

(3) 機密情報管理の徹底

① 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

事務所等のみならず本局においても、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すべきである。

② 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

事務所等及び本局においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新し、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うべきである。

また、開発建設部及び本局においては、「情報管理整理役職表」について、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」に明記すべきである。

③ 発注事務に関する書類等の管理の徹底

事務所等及び本局においては、今後とも、発注事務に関する書類等について、みだりに文書化せず、文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理すべきである。なお、管理方法の詳細については「発注者綱紀保持マニュアル」等に従うこととする。

(4) 応札・落札状況の分析

① 年平均落札率の高止まりなどの傾向がみられる場合において講じるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木工事C等級及び港湾土木工事B等級について、i 年平均落札率が95%超で高止まりしている、ii 「談合情報」又は「談合疑義事実」があるなどの傾向がみられる場合、職員が入札談合等不正事案に巻き込まれることがないよう、以下の各措置を講じるべきである。なお、その他の工事についても、同様の措置を講じることが望ましい。

ア 発注者綱紀保持

事業者・OBとの接触・対応ルールや機密情報管理の徹底など発注者綱紀の一層の保持に努める。

イ 入札参加資格の見直し

契約における競争性を確保するため必要があるときには、地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和など入札参加資格の見直しを検討する。

ウ 事業者との意見交換会などの場における対応

応札・落札状況の分析の結果を踏まえ、必要があるときには、事業者との意見交換会などの場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報や談合疑義事実にはマニュアルに従って厳正に対処する姿勢を示すことを検討する。

② 調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合において講じるべき措置

調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられるなど激しい価格競争が行われている場合には、工事を確実に受注するため、事業者から職員に対し、調査基準価格や総合評価落札方式における技術評価に関する情報などの機密情報の漏えい要求行為がなされるリスクが高まると考えられる。また、調査基準価格については、近年、積算ソフトの精度向上や歩掛かり・単価の事前公表等の結果、積算が容易である工事であれば、事業者が正確に算出し得るものと考えられる一方で、技術評価に関する情報については、事業者が知り得ない情報であるため特に高い関心が向けられることが考えられる。

そこで、事務所等及び本局は、一般土木工事及び港湾土木工事について、調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合、職員が機密情報漏えい等不正事案に巻き込まれることがないように、以下の各措置を講じるべきである。なお、その他の工事についても、同様の措置を講じることが望ましい。

ア 発注者綱紀保持

事業者・OBとの接触・対応ルールや機密情報管理（特に技術評価に関する情報管理）の徹底など発注者綱紀の一層の保持に努める。

イ 入札業者へのヒアリング等

発注者綱紀保持の観点から必要があるときには、担当職員や当該入札業者にヒアリングを行うなどの対応を検討する。

③ 公正入札調査委員会の招集・審議

開発建設部及び本局は、談合疑義事実の処理の公正及び透明性を確保するとともに発注者として談合疑義事実にはマニュアルに従って厳正に対処する姿勢を示すため、談合疑義事実処理マニュアルの運用に当たっては、事前に公正入札調査委員会事務局等で「入札談合に関する疑義事実」のうち事情聴取等の調査を要すると判断された案件のみ事務所等から報告させるのではなく、入札契約手続が遅れることをいとわず、「入札談合に関する疑義事実」を事務所等から報告させ、同委員会を招集した上で、事情聴取等の調査の可否を審議すべきである。

Ⅲ. 推奨事例

対象機関における監察の結果、特に推奨する事例は、以下のとおりである。

(2) 事業者・OBとの接触・対応

○副所長室の大部屋化（東北地方整備局釜石港湾事務所）

東北地方整備局釜石港湾事務所では、副所長室は従前も相部屋であったが、調査報告書の再発防止対策で可視化、大部屋化等が盛り込まれたことを受け、平成25年度に副所長全員の席を工務課・総務課内に移し、更なる可視化の徹底を図った。



技術担当副所長席
(工務課内)

事務担当副所長席
(総務課内)

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

(北海道開発局室蘭開発建設部)

- ・ 開発建設部長は、平成28年9月30日以降発覚した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受け、開発建設部幹部で情報共有を図ったとのことであった。
- ・ 開発建設部では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等につき、「コンプライアンス講習」をはじめとした、以下のようなコンプライアンスに関する職員教育の機会を設けているとのことであった。

○コンプライアンス講習

服務・倫理・発注者綱紀保持に関する法令知識を付与するため、管理者層を対象とした本局主催のコンプライアンス講習に参加（平成27年度は総務担当次長外9名が受講）し、開発建設部においては、その受講者が講師となり、課所長（本部各課等の長及び事務所・事業所・管理所の長）に説明後、課所長が「職場内ミーティング」を開催し、全ての部下職員に対して説明を行った。

○その他

- ① 職場内ミーティング（コンプライアンス通信、コンプライアンス携帯カード、コンプライアンス・ハンドブックなどを活用し、適宜開催（平成27年度は開発建設部における全課所（本部各課等及び事務所・事業所・管理所）で通算206回開催））
 - ② eラーニング（12月実施）（服務・倫理・発注者綱紀保持について）
 - ③ 本局による開発建設部長等の幹部職員を対象とした管理研究会や職員研修の受講（コンプライアンスに関する講義）
- ・ 研修等の内容については、コンプライアンス講習、eラーニング及び職場内ミーティングにおいて、職員に入札談合事案の具体的事例を示し、入札談合に関わった場合の処罰等について認識させているとのことであった。

また、「北海道開発局コンプライアンス推進計画」に基づき、職員に対して、コンプライアンス講習、eラーニング、コンプライアンス通信などを活用した職場内ミーティングを通じて、過去に生じた不祥事案（他機関も含む）を示すなどし、発注者綱紀保持に関する知識・意識の保持、向上に取り組んでいるとのことであった。

さらに、平成27年も倫理週間に合わせて、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」等の視聴のほか、毎年、本局におけるコンプライアンス講習の

受講者が講師となり、幹部職員及び課所長に講習内容を説明し、課所長が職場内ミーティングを活用し部下職員に周知している。そして、コンプライアンス通信に掲載されているコンプライアンス第三者委員会の委員の発言を説明し、外部からどのように見られているか意識させるなど、職員の意識が希薄にならないよう継続的な取組を行っているとのことであった。

加えて、職場内ミーティングでは、コンプライアンスに関するタイムリーな話題、最新の動向等が掲載された「コンプライアンス通信」や、コンプライアンス推進計画の内容や不祥事案等をまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」（ともに本局作成）を活用して説明し、事例について意見交換することでマンネリ化の防止に努めているとのことであった。

平成27年度、本局で実施した職員アンケートの結果によると、法令遵守について約99%の職員が「身についている」又は「ある程度身についている」と回答し、約95%の職員が「北海道開発局は法令遵守が実践できる組織風土になっていると思う」と回答しており、これまでの7年間の取組により、法令遵守に対する職員の意識は大きく向上し、組織風土に根付いていることが伺われるとのことであった。

- ・ 研修等の実施に当たっては、本局が作成している資料を教材とし、職場内ミーティングの場を利用するなどして実施しており、業務への支障は特段生じていないものと考えているとのことであった。

(北海道開発局帯広開発建設部)

- ・ 開発建設部長は、平成28年9月30日以降発覚した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受け、開発建設部幹部間で情報共有を図ったとのことであった。なお、現時点では事案の詳細が明らかとなっていないため、開発建設部内に周知するまでには至っていないとのことであった。
- ・ 開発建設部では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等につき、「コンプライアンス講習」をはじめとした、以下のようなコンプライアンスに関する職員教育の機会を設けているとのことであった。

○コンプライアンス講習

服務・倫理・発注者綱紀保持に関する法令知識を付与するため、管理者層を対象とした本局主催のコンプライアンス講習に参加（平成27年度は総務担当次長ほか8名が受講）し、開発建設部においては、その受講者が講師となり、開発建設部課長及び事務所長（以下「課所長」という。）に説明した後、全職員を対象とした「職場内ミーティング」（課所長から部下職員へ説明）を実施している。

○その他

- ① 職場内ミーティング（コンプライアンス通信の内容、コンプライアンス携帯カード、コンプライアンス・ハンドブックなどを活用し、適宜開催（平成27年度は開発建設部における全課及び全事務所で通算247回開催））
 - ② eラーニング（12月実施）
 - ③ 本局による職員研修の受講（コンプライアンスに関する講義）
- ・ 研修等の内容については、コンプライアンス講習、eラーニング及び職場内ミーティングにおいて、職員に入札談合事案の具体的事例を示し、入札談合に関わった場合の処罰等について認識させているとのことであった。
 また、「北海道開発局コンプライアンス推進計画」に基づき、職員に対して、コンプライアンス講習、eラーニング、本局における職員研修等を通じて、過去に生じた不祥事案を示すなど、コンプライアンスに関する知識・意識の維持・向上に取り組んでいるとのことであった。
 さらに、毎年、倫理週間に合わせて、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」等の視聴のほか、本局におけるコンプライアンス講習の受講者が講師となり、幹部職員及び課所長に講習内容を説明、課所長が職場内ミーティングを活用し部下職員に周知している。そして、本局における全ての職員研修のカリキュラムにコンプライアンスに関する内容を組み込むなど、職員の意識が希薄にならないよう継続した取組を行っているとのことであった。
 加えて、職場内ミーティングでは、コンプライアンスに関するタイムリーな話題、最新の動向等が掲載された「コンプライアンス通信」や、コンプライアンス推進計画の内容、公務外非行の事例等を取りまとめた「コンプライアンス・ハンドブック（改訂版）」（ともに本局発行）を活用し、意見交換することでマンネリ化の防止に努めているとのことであった。
 - ・ 平成27年度、本局で実施した職員アンケートの結果によると、ほぼ全ての職員が、職務内外を問わず「法令遵守に対する意識が身についていると思う」と回答し、95%の職員が「法令遵守が実践される組織風土になっていると思う」と回答しているとのことであった。
 - ・ 研修等の実施に当たっては、本局が作成している資料を教材とし、職場内ミーティングの場を利用するなどして実施しており、業務への支障は特段生じていないものと考えているとのことであった。

（東北地方整備局釜石港湾事務所）

- ・ 事務所長は、平成28年9月30日以降発覚した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受け、当該事案につき幹部職員へ情報提供し、課内会議において

課長から末端の職員まで注意喚起を図っているとのことであった。

- ・ 入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等については、以下のとおりとのことであった。
 - ① 東北地方整備局コンプライアンス推進計画に基づきコンプライアンス・ミーティングを年2回、コンプライアンス・インストラクターによる講習会を年1回実施しており、その他、公正取引委員会による講習会を年1回開催（平成28年度は南三陸国道事務所で開催の講習会に参加）している。
 - ② 毎月実施している幹部会議において東北地方整備局コンプライアンス推進室発行の「コンプライアンス通信」などを活用し最近の不祥事案などを紹介し、コンプライアンス意識が希薄とならないようにしている。

（東北地方整備局本局）

- ・ 本局では、平成28年9月30日以降発覚した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受け、各事務所、各所属にメールで周知を行った。また、事務所長会議、副所長会議でも周知したとのことであった。
- ・ 入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等については、以下のとおりとのことであった。
 - ① コンプライアンスに関する管内の研修については、平成27年度は全研修50コースのうち、コンプライアンスに特化したものを2コース、カリキュラムの中に組み込む形で13コース、合わせて15コースで実施している。平成28年度は全研修50コースのうち18コースで予定している
 - ② コンプライアンス・ミーティングについては、6月と12月の年2回実施している。
 - ③ コンプライアンス講習会は各事務所において年1回以上、実施している。
- ・ また、各コンプライアンスの講義の最後に、平成24年10月に改善措置要求を受けた高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為事案に関する職員の家族の法廷での証言を入れ込み、その罪の重さ、周りへの影響等について再認識を図るなどして、研修等の内容につき、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとしていた。
- ・ さらに、
 - ① 過去に生じた不祥事案について、東北地整の事案（平成17年から19年にかけて、事業者から工事に関わる便宜の見返りとしてエアコン、デジカメ等を4回にわたり賄賂として受け取り、また平成18年から19年にかけて、国道沿線に埋められていた廃ケーブルを数回にわたり盗んで、収賄及び窃盗罪で

逮捕され、懲戒免職された事案や、平成5年から7年にかけて、入札価格を助言した見返りに謝礼を受け取り、収賄罪で懲戒免職された事案)を中心に研修講義に取り入れ実施している。

- ② 地方公共団体発注工事等における不祥事案についても、「コンプライアンス通信」を毎月発行し、抵触する法令の解説を付記し、情報共有を図っている。
- ③ 平成28年10月からは、過去1か月の公務員の非違行為を広くインターネット記事や新聞記事から収集して概要版を作成し、各部・各事務所へ情報提供を行うこととした。

等、実際に起きた具体的な事例に即した研修等や当該地方整備局等管内において過去に生じた不祥事案に関する職員への情報共有を行っているとのことであった。

・ 研修等を行うに際しては、

- ① 不祥事案とその抵触法令を解説した「コンプライアンス通信」を毎月発行し、幹部会や朝会等で活用されている。
- ② eラーニング(サービス、倫理、官製談合防止法、公務員倫理について学ぶ)について、受講から3年経過した職員については、再度受講させている。
- ③ 研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を護るコンプライアンス～入札談合行為をなくすために～」については、本局主催の課長等会議や事務所における綱紀肅正対策委員会、各所属のコンプライアンス・ミーティング等において活用し、職員の意識の涵養を図った。また、イントラネットにもアップしており、職員がいつでも視聴できるようにしている。

等、コンプライアンス意識が希薄にならないよう工夫しているとのことであった。

また、

- ④ コンプライアンス研修では、一方的な講義だけではなく、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式を取り入れるなど、研修生が自ら考え、議論できるような方式とし、マンネリ化防止に努めている。
- ⑤ 事務所への題材提供として、不祥事案とその抵触法令を解説した「コンプライアンス通信」を発行している。また、平成28年10月からは、過去1か月の公務員の非違行為について広くインターネット記事や新聞記事から収集して概要版を作成し、情報提供を行っている。

等、マンネリ化防止のための工夫をしているとのことであった。

- ・ 研修等では、職員から「何度も聞く話だったが、繰り返しが大事だと思うので、復習になってよかった。グループ討議は、他の参加者の意見から、自分では気づけなかった考え方や問題点に気づく事ができて、理解が深まり、参考になった。」などの意見があったとのことであった。
- ・ コンプライアンスの講義は、採用・昇任等の節目の時期に行われる研修、ある

いは発注事務に密接に関連する研修に絞って実施しており、予め計画された年間スケジュールに基づき行われているため、業務に支障を来すまでの負担とはなっていないとのことであった。また、毎年度、コンプライアンス・インストラクター養成セミナーを実施して、インストラクターを養成しており、事務所に配置されたインストラクターは、事務所内の講習会などを行っているので、本局からの講師派遣の負担軽減となっているとのことであった。

(北陸地方整備局立山砂防事務所)

- ・ 事務所長は、平成28年9月30日以降発覚した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受け、特に事務所長のコメントとともに当該事案につき幹部職員へ情報提供し、注意喚起を図るなどの取組を行っているとのことであった。
- ・ 入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等については、以下のとおりとのことであった。

【コンプライアンス・ミーティングについて】

- ① 「平成27年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」、「平成28年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」に基づき、各所属において年2回以上実施し、職員のコンプライアンス意識の維持・高揚に努めている。
- ② 平成27年度第1回は7月に実施。テーマ「SNS (Facebook) の利用について」、第2回は11～12月に実施。テーマ「秘密の保持」
- ③ 平成28年度第1回は7月に実施。テーマ「秘密書類の紛失」第2回は年内に実施予定。

【所内研修】

- ① 平成27年度 コンプライアンス指導員(事務担当副所長)による所内コンプライアンス講習会を開催。
- ② 平成28年度 パワハラ、セクハラ勉強会を開催(職場環境、コミュニケーションの醸成)。

【予定】

- ① 平成28年11月18日コンプライアンス出前講座(講師:本局 適正業務管理官)
 - ② 平成28年11月29日官製談合防止法等の講演(講師:公正取引委員会)
 - ③ 平成28年度 コンプライアンス指導員(事務担当副所長)によるコンプライアンス所内勉強会を実施予定。
- ・ また、平成28年11月29日に公正取引委員会の職員を講師に招いて「入札談合等関与行為に関する講義」、11月18日には本局適正業務管理官を講師として「コンプライアンス出前講座」(発注者綱紀保持について)を予定しているほか、コンプライアンス推進責任者(副所長)から全職員へのメール「立山コンプ

ラ情報通信」を通じコンプライアンスに関するQ&A、情報を提供して意識向上に繋がるよう継続するなどして、研修等の内容につき、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとしていた。

- ・ さらに、平成27年及び平成28年も国土交通省職員による不祥事案の報道を受け、幹部会を通じて職員へ情報提供するとともに綱紀保持について徹底を図るなどして、実際に起きた具体的な事例に即した研修等や当該地方整備局等管内において過去に生じた不祥事案に関する職員への情報共有を行っているとのことであった。
- ・ 研修等を行うに際しては、コンプライアンス推進責任者（副所長）から全職員へのメール「立山コンプラ情報通信」を活用するとともに、平成26年度所内勉強会や平成27年度出前講座において研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を護るコンプライアンス～入札談合行為をなくすために～」を視聴するなどして、コンプライアンス意識が希薄にならないよう工夫しているとのことであった。また、職員にとって関心のある身近な落とし穴的な問題をテーマにコンプライアンス・ミーティングを実施したり、本局で実施するコンプライアンス・ミーティングのテーマや他の事務所の取組事例も参考にしたりするなどして、マンネリ化防止のための工夫をしているとのことであった。

さらに、本局から7月コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスに関する理解度調査の実施依頼を受けたことから、これに全職員で取り組み、後日回答とともに解説を配布するなどして、理解を深めたとのことであった。

- ・ 研修等では、職員から「一方的な資料配付ではなく、職員がそのテーマを自分のこととして考え、自由な意見が出せる機会として役立った。」などの意見があったとのことであった。
- ・ 研修等の実施に当たっては、ミーティングテーマの実施要領、留意事項、司会進行要領、解説等の資料を進行役の所属長へあらかじめ配布し、時間配分等の留意事項も記載するなどしてなるべく負担が少なくなるように注意しているとのことであった。

（北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所）

- ・ 事務所長は、平成28年9月30日以降発覚した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を受け、事務所におけるコンプライアンスの徹底について、特に積算技術業務と技術審査業務の分離体制について再確認を行ったとのことであった。

【所内研修】

- ・ 事務所では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等につき、「北陸地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組を確実に実施している。特に、以下4項目のいずれかの受講による職員受講率は100%であるとのことであった。

 - 職員研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施（役職悉皆研修等）
 - コンプライアンス出前講座の実施（年1回）
 - 外部講師によるコンプライアンス講習会の開催（年3回）
 - コンプライアンス推進責任者等によるコンプライアンス講座の実施

その他、ミーティングを年2回、理解度調査を年1回実施し、こちらについても職員参加率100%を目標としている。」とのことであった。

また、研修等の内容については、「外部講師によるコンプライアンス講習会（年3回）のうち、本局開催及び新潟国道事務所開催については、公正取引委員会の職員を講師とした『入札談合の防止に向けて』と題した講習会であり、専門的な立場からの講義は問題点やその対応を十分認識させるものとなっている。更に、もう1回の本局開催は国家公務員倫理審査会の職員を講師とした『国家公務員の職務に係る倫理の保持について』と題した講習会で、いずれの講習会へも事務所から職員が出席、受講しており、講習内容を修得するとともに、講習会資料等を所内共有フォルダに保存、閲覧可能とすることで全職員への情報共有を行っている。」とのことであった。
- ・ 「月1回開催される所内課長会議において、事務担当副所長が最新の不祥事案にかかる紹介・解説（懲戒処分等）を行い、管理職員に注意喚起を行うとともに、各管理職員を通じて所内職員への情報共有を行っている。」とのことであった。
- ・ 当該研修等を行うに際しては、コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないようにするため、「講義・講座・講習会・ミーティング・理解度調査は定期的に繰り返し実施することで、コンプライアンスの重要性をその都度改めて再認識させることが肝要だと考えている。コンプライアンス意識が形骸化しないよう、定期的に最新の不祥事案にかかる情報共有を図ること、ミーティング時や出前講座の際に研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を護るコンプライアンス～入札談合行為をなくすために～」の視聴を併せて行う等の取り組みを行っている。」とのことであった。また、マンネリ化防止のため、「月1回開催される所内課長会議において、不祥事案を紹介・解説（懲戒処分等）することでマンネリ化防止に努めている。また、ミーティング時に、理解度調査の結果について事務所における正解・不正解の傾向や解説をする、前年度と類似問題については前年度正解率との比較を行う等、いわゆる“やりっ放し”の状態にならないよう、職員へフィードバックの部分を考えて実施している。」とのことであった。

- 研修等では、職員から「講義・講座・講習会・ミーティング・理解度調査などを通じて、コンプライアンスに関する職員意識は十分に身につけていると考えられ、『こうした取り組みが重要であること』や『入札談合等関与行為や国家公務員倫理法に抵触する行為を絶対行ってはいけない』等の意見が多く出されている。」という意見があったとのことであった。
- 研修等の実施に当たっては、事務所で開催する講習会やミーティング等で複数日のコマ割を設定し選択肢を多くすることで、業務に支障を来さないよう努めているとのことであった。

(2) 事業者・OBとの接触・対応

(北海道開発局室蘭開発建設部)

- ・ 来所した事業者・OBについては、「北海道開発局発注者綱紀保持規程」に基づき、原則として共用応接コーナーや受付カウンターなどのオープンな場所において、複数の職員により対応しているとのことであった。
また、原則として複数の職員で対応することとしているが、このような対応ができない場合は、課所長に口頭で承認を受けた上で、事業者・OBとの対応状況が周囲の職員から容易に視認できるオープンな場所で対応しているとのことであった。
- ・ 次長室に来訪する事業者・OBは、挨拶が目的の場合が多く、比較的短時間での対応でもあり、業務に支障を来すことはないとのことであった。また、職員から個別の相談等があった場合には会議室で対応するなどしており、特段の支障はないとのことであった。
- ・ 事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

(北海道開発局帯広開発建設部)

- ・ 来所した事業者・OBについては、「北海道開発局発注者綱紀保持規程」に基づき、原則として共用応接コーナー、受付カウンター等のオープンな場所において、複数の職員により対応しているとのことであった。
また、原則として複数の職員で対応することとしているが、このような対応ができない場合は、課所長から口頭で承認を受けた上で、事業者・OBとの対応状況が周囲の職員から容易に視認できるオープンな場所で対応しているとのことであった。
- ・ 次長室に来訪する事業者・OBは、挨拶が目的の場合が多く、業務に支障はないとのことであった。また、職員から個別の相談等があった場合には別室で応じており、特段の支障はないとのことであった。
- ・ 事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

(東北地方整備局釜石港湾事務所)

- ・ 来所した事業者・OBについては、受付カウンター等オープンな場所で対応している。職員が単独で対応する場合は事務室内の打ち合わせテーブルで他の職員がいる目の前で対応している。会議室等の打ち合わせでは、複数の職員で対応しているとのことであった。
また、このような対応ができない場合はほとんどないものの、その場合は、理由(応接の目的、相手方、場所)等を明確にし、事前に上司の承諾を得るよう周知

しているとのことであった。

所長へのアポイントの対応は、所長室で所長単独で対応する場合には、所長室のドアを開放して対応しているとのことであった。

- ・ 副所長室はそれまで相部屋であったものを平成 25 年度からは大部屋化しており、業務に支障は生じていないとのことであった。
- ・ 事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

(東北地方整備局本局)

- ・ 来所した事業者・OBについては、受付カウンター又は仕切りのないオープンな執務室内で原則複数の職員により対応を行っており、個室で勤務している幹部職員については、必ず受付を通して入室させており、扉を開け、立ったままで挨拶を受けるようにしているとのことであった。

また、事業者・OBの応接方法については、各種研修やコンプライアンス・ミーティングでのテーマに組み込むなど、機会あるごとに指導を行っているところであり、定例の朝会、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス講習会等において周知徹底を図っているとのことであった。

さらに、実態はほとんどないが、オープンな場所が確保できず、やむを得ず会議室において打合せする場合は、事前に所属長の承諾を得たうえで、扉をオープンにして対応することとなるとのことであった。

- ・ 事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。なお、不当な働きかけが記録、公表されることや速やかに所属長等に報告するよう周知しているとのことであった。

(北陸地方整備局立山砂防事務所)

- ・ 来所した事業者・OBについては、事務所内では、2階の総務課・用地課フロアの廊下に設置した打合せテーブルで対応し、3階の工務課、調査課、水谷出張所フロアでもロッカーで仕切られたオープンなスペースにあるテーブルで対応しているとのことであった。

また、原則として複数の職員で対応することとしているが、このような対応ができない場合は、上司の承諾を得た上で、組織として対応することを意識し、対応内容、対応状況を上司へ報告しているとのことであった。

- ・ 副所長室の可視化、大部屋化等の実施に当たっては、上記各対応をする際、両副所長室のドアを撤去し、勤務時間中はドアを開きオープンな状況で対応するというルールが事業者・OBに浸透しているため、業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。なお、「発注者

綱紀保持マニュアル」第6条、第7条にあるとおり、規程に抵触する場合の報告のフロー、外部通報窓口（弁護士）等は資料を取りまとめた「コンプライアンス関係資料（立山砂防オリジナル）」で周知しており、些細なこともまずは所属長、事務担当副所長へ連絡するよう周知しているとのことであった。

（北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所）

- ・ 来所した事業者・OBとは、基本的には受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応しており、事業者にも理解と協力が得られるよう、執務環境の整備や掲示等により周知しているとのことであった。

また、基本的には上記対応ができない場合が殆ど無く、副所長や管理職が単独で対応する儀礼的な挨拶等であっても、執務中の部下職員や同僚職員から見えるミーティングスペース等のオープンな場所で対応し、国民の疑惑や不信を招くことのないよう心掛けているとのことであった。

- ・ 副所長室の可視化、大部屋化等の実施に当たって、上記各対応をする際、業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

(3) 機密情報管理の徹底

(北海道開発局室蘭開発建設部)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しは、全ての工事に適用し、入札書及び技術資料が提出された後に予定価格を作成しているとのことであった。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出は、一般競争で発注する施工能力評価型の全ての工事に適用しているとのことであった。
- ・ 事業者名のマスキングについては、過度な事務負担とならないよう施工能力評価型Ⅱ型をマスキング不要としているとのことであった。
- ・ 予定価格調書については、担当次長が、出力した設計書等より予定価格、調査基準価格の案を作成し、部長が予定価格調書を作成し、その場で封をしており、予定価格調書は開札まで契約課の金庫で保管しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、発注事務に関する情報を含む電子データは、情報管理責任者が指定した専用のサーバーにおいて、フォルダにアクセス制限を設定してデータ保管しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報は、「北海道開発局発注者綱紀保持規程」に基づき、「情報管理整理役職表」を作成し、そこで指定された者のみが取り扱っているとのことであった。
- ・ 情報管理責任者は、「北海道開発局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に関する情報の管理状況について、毎年度、点検報告しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、「発注者支援業務共通仕様書」において守秘義務を課している。積算技術業務については、積算関係資料の管理体制を業務計画書に記載するよう求め、積算関係資料の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について毎月、調査員への報告を求めている。また、業務打ち合わせの際に調査職員が業務計画書の情報管理に関する履行状況を確認しているとのことであった。
- ・ 「発注者支援業務共通仕様書」において、業務の履行に関して業務上知り得た情報の流出防止対策の周知徹底を受注者に求めているとのことであった。

(北海道開発局帯広開発建設部)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しは、全ての工事において適用しており、入札書及び技術資料が提出された後に予定価格を作成しているとのことであった。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出は、一般競争総合評価方式のうち、施工能力評価型で実施する全ての工事に適用しているとのことであった。
- ・ 事業者名のマスキングについては、北海道開発局では平成20年度から取り組

んでいるもので、既にルーチン化しており、特段の負担にはなっていないとのことであった。

- ・ 予定価格調書については、担当次長が出力した設計書等より予定価格、調査基準価格の案を作成し、部長が予定価格調書を作成しており、予定価格調書は開札まで契約課金庫で保管しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、入札関連情報を含む電子データは、ファイルにパスワードを設定し、フォルダにアクセス制限を設定して、情報管理責任者が指定したサーバーに保管しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報は、「北海道開発局発注者綱紀保持規程」に基づき、「情報管理整理役職表」を定め、指定された者のみを取り扱っているとのことであった。
- ・ 情報管理責任者は、「北海道開発局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に関する情報の管理状況について、毎年度、点検報告しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、「発注者支援業務共通仕様書」に基づき、守秘義務を課している。そのうち、積算技術業務については、積算関係資料の管理体制を業務計画書に記載するよう求めており、業務打ち合わせの際に、調査職員が業務計画書の履行状況を確認しているとのことであった。
- ・ 「発注者支援業務共通仕様書」において、受注者に対して、業務の履行に関する全ての行政情報の流出防止対策の周知徹底を求めているとのことであった。

(東北地方整備局釜石港湾事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しは、全ての工事で実施しているとのことであった。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」(平成26年3月17日付け国港総第555号、国港技第117号)に基づき、下記の条件を全て満たす工事に適用しているとのことであった。
 - ① 施工能力評価型Ⅰ型(標準型)、Ⅱ型を適用する工事(施工計画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く。)
 - ② 港湾土木工事
 - ③ 予定価格が5千万円以上2億円未満の分任官発注工事
- ・ 事業者名のマスキングについては、同時提出方式対象工事については、技術資料、施工計画のマスキングが原則不要とされていることを踏まえ、平成28年度発注工事からマスキングをしないこととし、負担軽減を図っているとのことであった。
- ・ 予定価格調書は、入札書提出期限から開札までの間に事務所長が作成し、予定

価格調書と積算書及び調査基準価格算定調書を封筒に入れ、所長印にて封緘している。また、封緘後は、品質管理課長が開札日時まで事務室の金庫で厳重に保管しているとのことであった。

- ・ 発注事務に関する情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、「東北地方整備局発注者綱紀保持規程」（情報管理責任者及び業務上取り扱う者の指定）に基づき、発注（積算）担当課長がパスワードの設定、管理のうえ作成しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報は、「東北地方整備局発注者綱紀保持規程」第3条の3「情報の適正な管理」に基づき、業務上取り扱う者として指定された者のみを取り扱っており、入札契約手続運営委員会や技術審査会の構成員で指定されている者以外の者が情報を取り扱う場合には、情報管理総括責任者である事務所長の承諾を得たうえで取り扱っているとのことであった。
- ・ 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について毎年度点検を行い、その結果を情報管理総括責任者である事務所長に報告しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、施工状況確認等補助業務、品質監視等補助業務、監督補助業務について委託しているところ、共通仕様書において、守秘義務及び情報セキュリティに係る事項を規定し、受注者に対して業務計画書に「守秘義務」及び「情報セキュリティの確保」について明記させることにより情報管理の徹底を図っているとのことであった。また、積算業務は、基本直営で行っているが、補助的な業務を支援業務において実施しており、その場合でも発注者が設定・加工した「ダミー単価」を使用しているとのことであった。また、分任官工事の技術審査業務に係る発注者支援業務は行っていないとのことであった。
- ・ 本局発注工事の場合、工事費積算の前の数量等の作業を事務所で行っており、その場合も分任官工事と同様の情報管理を行っているとのことであった。また、本局発注工事の予定価格は事務所では知ることができないとのことであった。

（東北地方整備局本局）

【港湾空港以外関係】

- ・ 予定価格調書については、発注担当課長が積算システム等にて作成し、部長及び局長決裁し、発注担当課担当係長より契約課担当係長が受領し、開札までは契約課の金庫に保管しているとのことであった。
- ・ 調査基準価格については、上記と同様に発注担当課長が作成しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、サーバー内に専用フォルダを作成し、業務上取り扱う者のみがアクセスできるよう制

限をかけており、情報管理を徹底しているとのことであった。

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保に関して、機械設備については、工事の専門性もありこれまでは同じ職員が積算業務と技術審査・評価業務に携わっていたところであるが、今後は分離体制を確保したいとのことであった。
- ・ 「情報管理整理役職表」に関して、本局発注工事において、「予定価格 等」の入札関連情報について担当事務所が設計図書の作成に関与するにも関わらず、担当事務所職員が「業務上取り扱う者」に記載されていないため、これを明記することを検討するとのことであった。(港湾空港関係にも該当)
- ・ 「情報管理整理役職表」が適切に更新されていなかったため、「情報管理責任者」による毎年度の点検も適切に行われていなかった。
- ・ 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について、毎年6月に点検を行い、その結果を情報管理総括責任者である局長に報告しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、技術審査業務について委託しているところ、
 - ① 行政情報流出対策の強化と情報セキュリティに関する対策を業務計画書に記載することが共通仕様書に盛り込まれており、改めて共通仕様書の記載事項とその確実な履行の確認について、平成28年12月8日(木)開催した発注者支援業務の説明会(職員対象)で周知徹底を図った
 - ② 受注企業等の守秘義務事項については、契約書ならびに共通仕様書により遵守されているところであるが、改めて積算技術業務、技術審査業務受注企業等に対しても、平成28年12月14日(水)開催した発注者支援業務の説明会(企業対象)で周知徹底を図った等により、委託先における情報管理について徹底させているとのことであった。
- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合についても、積算技術業務、技術審査業務の分離体制の確保の観点から、業務実施場所の分離、業務実施室の施錠や管理技術者・担当技術者以外の立入禁止及び情報システムのパスワード管理について、業務計画書に記載するよう併せて周知を図ることにより、発注者支援業務の委託先における情報管理を徹底させているとのことであった。

【港湾空港関係】

- ・ 予定価格調書については、入札書の提出期限後、開札日の前日又は前々日に支出負担行為担当官である副局長が作成し、予定価格調書と積算書を封筒に入れ副局長私印にて封緘し、経理調達課長が、開札日時まで金庫で厳重に保管しているとのことであった。
- ・ 調査基準価格については、港湾事業企画課長が積算金額の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に一定の比率を乗じて得た金額を合計したもの

を調査基準価格として作成しているとのことであった。

- 発注事務に関する情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」第3条の3関係に基づき、情報の種類ごとに指名された「情報管理責任者」及び「当該情報を業務上取り扱う者」のみがアクセスできるように、アクセス制限のあるフォルダに保存しパスワードを付して保管しているとのことであった。
- 発注事務に関する情報は、情報管理総括責任者である局長が「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」第3条の3関係に基づいて、役職に変更があった都度指定する「情報管理整理役職表」に基づき、指定した者のみを取り扱うようにしているが、例外的に発注事務に関する情報を業務上取り扱う者として指定されている者以外の者が取り扱うことがある場合には、東北地方整備局「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」第3条の3関係、「④号発注事務に関する秘密の保持に関する事項」に基づき、入札契約手続運営委員会、VE審査委員会等について、その構成員を情報提供の相手方として情報管理総括責任者の承諾を得ているとのことであった。
- 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について、毎年度一回点検を行い、その結果を情報管理総括責任者である局長に報告しているとのことであった。
- 発注者支援業務については、技術審査業務、品質監視等補助業務、監督補助業務について委託しているところ、情報管理については、「受注者は、発注者と同等級以上の情報セキュリティを確保しなければならない。」（「港湾等発注者支援業務共通仕様書」）との規定により徹底を図ると共に、業務計画書に以下について記載させ、業務打合せの場において確認し、情報セキュリティの確保を徹底させているとのことであった。
 - ① 貸与資料の保管方法
 - ② 電子情報セキュリティ対策
 - ③ 執務室のセキュリティ対策
 - ④ 作成資料の扱い・受渡しの方法
 - ⑤ 関係者以外への情報流出の防止対策
- 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合についても、
 - ① 守秘義務事項については、契約書及び共通仕様書により規定されているところであり、技術審査業務受注企業及び積算技術業務（積算根拠資料作成等）受注企業に対しても、業務着手時に周知徹底を図っている
 - ② 業務実施室の施錠や管理技術者・担当技術者以外の立入禁止及び情報システムのパスワード管理について、業務計画書に記載させるとともに、業務打合せの場において確認する等、周知徹底を図っている

などにより、発注者支援業務の委託先における情報管理を徹底させているとのことであった。

(北陸地方整備局立山砂防事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しは、全ての工事で実施しているとのことであった。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け)のとおり、施工能力評価型を適用する一般土木工事で、予定価格が6千万円以上3億円未満の工事に適用しているとのことであった。
- ・ 事業者名のマスキングについては、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け)により行っているところ、同通知では同時提出方式の場合には原則マスキングが不要とされているものの、北陸地整の施工能力評価型I型における施工計画の審査が同通知のただし書きに示す「ガイドライン2-5(2)に定める方法以外」で行っていることから、同時提出方式対象工事についてもマスキングを行っているとのことであった。
- ・ 予定価格調書については、担当課長が作成した請負工事費計算書により事務所長がこれを作成した上、その場で請負工事費計算書と予定価格調書を封印し、総務課金庫において保管しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、指定された共有サーバー内にアクセス制限等されたフォルダを作成して情報を管理しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報は、原則として業務上取り扱う者として指定されている者のみを取り扱っているとのことであった。
- ・ 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について、毎年度一回は点検を行い、その結果を情報管理総括責任者である事務所長に報告しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、積算技術業務、技術審査業務、工事監督支援業務、砂防設備巡視支援業務について委託しているところ、受注者から業務計画書を提出するに当たって、業務実施における守秘義務・情報セキュリティ対策について記載するとともに、打合せにおいても、その徹底を図るよう指示を行うことにより、委託先における情報管理について徹底させているとのことであった。
- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合についても、両業務の実施場所を分けるなどの方法により、結果的に管理技術者、担当技術者が両業務を兼務する状態を未然に回避することで、発注者支援業務の委託先における情報管理を徹底させているとのことであった。ただし、上記方法の実施状況について

ては具体的な確認までは行っておらず、また、両業務につきお互いに応援で兼務する場合がありますとのことであった。

(北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しの実施は全ての案件において適用しているとのことであった。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」(平成26年3月17日国港総第555号、国港技第117号)に基づき、下記の条件を全て満たす工事に同時提出を適用しているとのことであった。
 - 「①施工能力評価型(施工計画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く)を適用する工事
 - ②港湾土木工事
 - ③1件につき予定価格が5千万円以上2億円未満のうち事務所発注工事
〔当事務所における実施状況〕
平成27年度 6件
平成26年度 10件」
- ・ 入札契約手続運営委員会等の審査の際には、審査結果の総括表を使用し、個々の会社が提出した技術資料をそのまま使用しないため、当該技術資料のマスキングを省略できしており、職員の事務負担軽減を図っているとのことであった。
- ・ 予定価格調書は、入札書等の提出期限から開札までの間に事務所長が作成し、予定価格調書と積算書を封筒に入れて所長印にて封緘しており、封緘後は品質管理課長が開札日時まで金庫で厳重に保管しているとのことであった。
- ・ 調査基準価格は、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」(情報管理責任者及び業務上取り扱う者の指定)に基づき、発注(積算)担当課長がパスワードの設定・管理のうえ作成しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」(情報管理責任者及び業務上取り扱う者の指定)に基づき、アクセス制限及びパスワードの設定により管理しているとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報は、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」第3条3「情報の適正な管理」に基づき、業務上取り扱う者として指定された者のみが取り扱っているとのことであった。ただし、入札時VE技術審査委員会や公正入札委員会などの委員への説明等で、指定された者以外が発注に関する情報を取り扱う場合は、情報管理総括責任者である事務所長の承諾を得るよう、コンプライアンス・ミーティング等により職員への周知徹底を図っているとのことであった。

- ・ 情報管理責任者は、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に関する情報の管理状況について、少なくとも毎年度1回点検を行い、その結果を情報管理総括責任者である事務所に報告しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、積算技術業務及び技術審査業務を委託しており、共通仕様書において、守秘義務及び情報セキュリティにかかる事項を規定し、受注者に対して、業務計画書に「守秘義務」及び「情報セキュリティの確保」について明記させ、情報管理の徹底を図っているとのことであった。

なお、具体的には、電子データの授受については、決められた補助記憶媒体（認証機能付きUSB）のみを使用し、パスワードによるデータ管理、さらには外部への持ち出し禁止のパソコンをキーカード電子錠にて入退場が制限された、独立した執務室内のみで使用するなど、情報漏洩防止対策の徹底を図っているとのことであった。

また、発注者提供資料については、確実な返却若しくはシュレッダーを使用した裁断による破棄を指示し、情報管理の徹底を図っているとのことであった。

- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合についても、共通仕様書において、守秘義務及び情報セキュリティにかかる事項を規定し、受注者に対して、業務計画書に「守秘義務」及び「情報セキュリティの確保」について明記させ、情報管理の徹底を図っているとのことであった。

また、積算技術業務では基本、直接工事費までとして、その入力においても当方が設定・加工している「ダミー単価」を使用しており、秘密保持が図られているとのことであった。

(4) 応札・落札状況の分析

(北海道開発局室蘭開発建設部)

- ・ 部長は、「状況は継続して分析しており、総合評価審査委員会等外部委員会での報告にあわせて資料を整理し、打合せの機会に内容を関係職員で共有するとともに、個々の工事について、契約締結後に当該入札結果を幹部が確認している。」とのことであった。

また、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、特に工種(例:橋梁補修 応札者数:1~3者 落札率 99.8%~97.9%)によって応札者数の多寡や落札率に特徴が出ていると認識しているとのことであった。

- ・ 平均入札者が少なく、落札率が高いことについては、室蘭開発建設部が東西に240kmと長く、市町ごとで見ると有資格者が少ないこと、周縁部には宿泊場所がなく交通費がかさみ生産性が低くなっていること、部品のメーカーが限られていること等が考えられるとのことであった。

(北海道開発局帯広開発建設部)

- ・ 部長は、入札参加者数、落札率、落札決定における価格点と技術評価点などについて注視するとともに、特に技術評価点については、その重要度を念頭に、施工計画のテーマ設定、評価基準の考え方を確認し、テーマ、配点、評価基準に改善点がないか留意して、開発建設部における応札・落札状況を平素から継続的に分析しているとのことであった。

また、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、参加各社の入札価格が調査基準価格に近く、かつ、かい差も少ないことから、技術評価点の差が落札決定により大きく影響しており、品質確保の点からは望ましい結果と認識しているとのことであった。

(東北地方整備局釜石港湾事務所)

- ・ 事務所の事業実施に当たっては、復旧・復興の加速と地方創生の2点を重要視しており、特に、平成23年度から26年度まで15件の不調・不落が発生していることもあり、不調・不落が発生しないよう工事の内容やロットに留意しているとのことであった。また、地域要件は従前から県内全域本支店営業所としており、工事区分もBC等級に拡大しているとのことであった。
- ・ 事務所発注の工事の応札・落札状況について、A等級の案件については、積算で被災地としての割増しを考慮しているにもかかわらず、個別の事情により、港によっては応札者が少なく、中には落札率が高い案件が存在していること、また、

B等級の案件については、応札者が極めて少なく、落札率も極めて高い傾向にあるという認識であった。この要因としては、当事務所の発注工事が、事業者にとっては、運営コストが割高な上に、天候や他工事との施工調整などの影響により工期延伸することが多く、経営面でのリスクが高くなっていること、特にB等級の工事については、復旧・復興で多くの工事が発注される中、担い手となる地元の中小建設企業が、道路事業や県・市事業など他機関の工事を受注する機会が多く、当事務所発注工事に対して受注意欲を示すことができないこと、技術者、作業員、資機材の確保が困難で実コストが高騰しているのではないかと推察しているとのことであった。

- ・ 事務所における近年の港湾土木工事に関する建設業協会など事業者の声としては、建設業界への関心が低いこと等による担い手不足、急激な需要増加による人材育成の不十分さなどが聞かれる。また、復旧・復興工事が完了した後の建設需要の縮小を危惧する声もあるとのことであった。また、復旧・復興工事需要の急激な増加による施工体制構築の困難さ、工期延伸によるリスク、変更契約におけるリスク等の声もあるとのことであった。
- ・ 談合情報や談合疑義案件については、全ての工事案件で、談合情報対応マニュアルに基づきチェックを行っているとのことであった。なお、平成27年6月以降は、事務所長から本局の公正入札調査委員会事務局に報告し、公正入札調査委員会事務局が組織として「入札談合に関する疑義事実」の該当性の有無を判断し、事務所では、その回答を受けて、入札手続きを続行するか否かを判断しているとのことであった。

(東北地方整備局本局)

【港湾空港関係】

- ・ 本局発注における近年の港湾土木工事に関する業界の状況について、「震災後の人手不足や若手技術者の確保等が課題となっている中、港湾空港建設事業の労働環境改善や生産性向上として、休日確保の取り組みや施工技術のICT化、プレキャスト化に大きな期待を持っている。また、港湾工事に必要な作業船を保有又は維持するために、中長期的な事業量の確保、並びに積算と実勢価格の乖離解消などを求められている。」とのことであった。

【港湾空港以外関係】

- ・ 本局発注工事の応札・落札状況については、定期的に確認しており、
平成27年度（競争入札）の平均落札率91.9%、平均参加者数9.3者
平成26年度（競争入札）の平均落札率90.7%、平均参加者数9.7者
平成25年度（競争入札）の平均落札率91.4%、平均参加者数10.9者

であり、ここ数年大きな変動はない状況とのことであった。

(北陸地方整備局立山砂防事務所)

- ・ 事務所長は、「平成27年度の当事務所の平均落札率（一般土木Cクラス）は約98%で少し高いと感じている。応札状況については、平成27年度の平均応札者数は3.3社となっている。立山砂防管内の工事現場は、標高3000m級の北アルプスの直下で工事をしており、急峻な山岳地帯で非常に現場条件が厳しいと言える。また、立山カルデラの工事現場は富山市内から車で2時間30分以上かかる。このため、カルデラ内の工事は出張所がある水谷平の飯場に泊まり込みで行っている。工事期間は積雪寒冷地なので林道開通後の6月から10月までの5か月間（実質は、準備・後片付けを除くと3か月半）と限られた期間内で秋の雪が降る前に完成させなければならない。雨も多く降るので土石流の危険性が極めて高い地域での工事となる。このように厳しい現場条件・施工条件であるため経験のない会社（技術者も経験が無いと難しい）は敬遠していることも考えられるが、明確な理由は分からない。積算に関しては、単価、歩掛かり等は全て公表されており、技術的には正確な積算が可能と考えられる。」という問題意識を持って、事務所における応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、落札率が高い状況である、と認識しているとのことであった。
- ・ 事務所における近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、立山の厳しい現場条件、施工条件を踏まえた発注（積算）を心がけて欲しい、とのことであった。

(北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

- ・ 事務所長は、事務所における応札・落札状況について、「平成26年度及び平成27年度は、平均落札率が89～87%であり低い状況であるととらえている。要因としては、工事等の発注にあたっては各年度の四半期に発注見通しを公表しており、事業者は、公表された発注予定件数や工事内容等を踏まえた上で、契約獲得の強い意欲が入札額に反映され、調査基準価格に近似した額となっていることから、やや競争過多状態にあるものと考えている。落札率が低い状況ではあるが、各契約案件の入札者、辞退者及び低入札者を含む応札の状況等を分析し、『入札談合に関する情報等の判断に係る取扱基準』に照らして、談合疑義の有無について遺漏無く確認を行わせるようにしている。特に入札監視委員会において話題になる落札率や入札参加者数に着目している。」という問題意識を持っているとのことであった。
- ・ 事務所としても、各工事の応札・落札状況を整理し、分析を行っており、近年

の港湾土木工事に関する応札・落札状況については、「落札率の高い工事が2件あったが、前任の事務所長がチェックするとともに職員が調査を実施して合理的な結論になっていたので、特に疑問はない。」と認識しているとのことであった。

- 事務所における近年の港湾土木工事に関する地元業界の状況について、事務所長は、事業者が「業界が先細りにならないか、担い手を今後も確保できるか」という2点を不安に感じているだろうと考えているとのことであった。なお、来月以降、建設業協会など事業者との間で意見交換会等を実施する予定であるとのことであった。

(参考1)

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

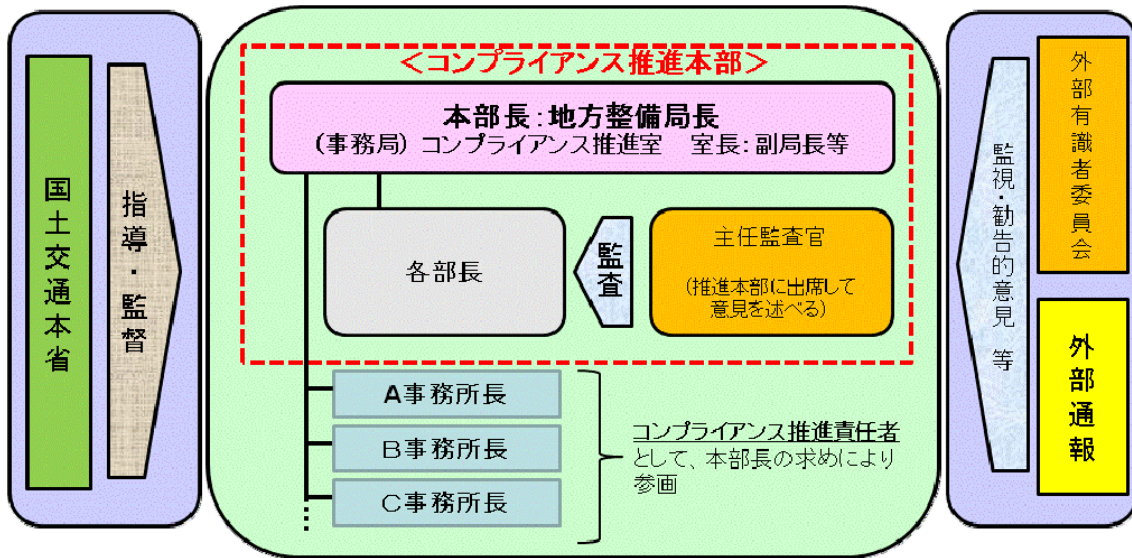
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

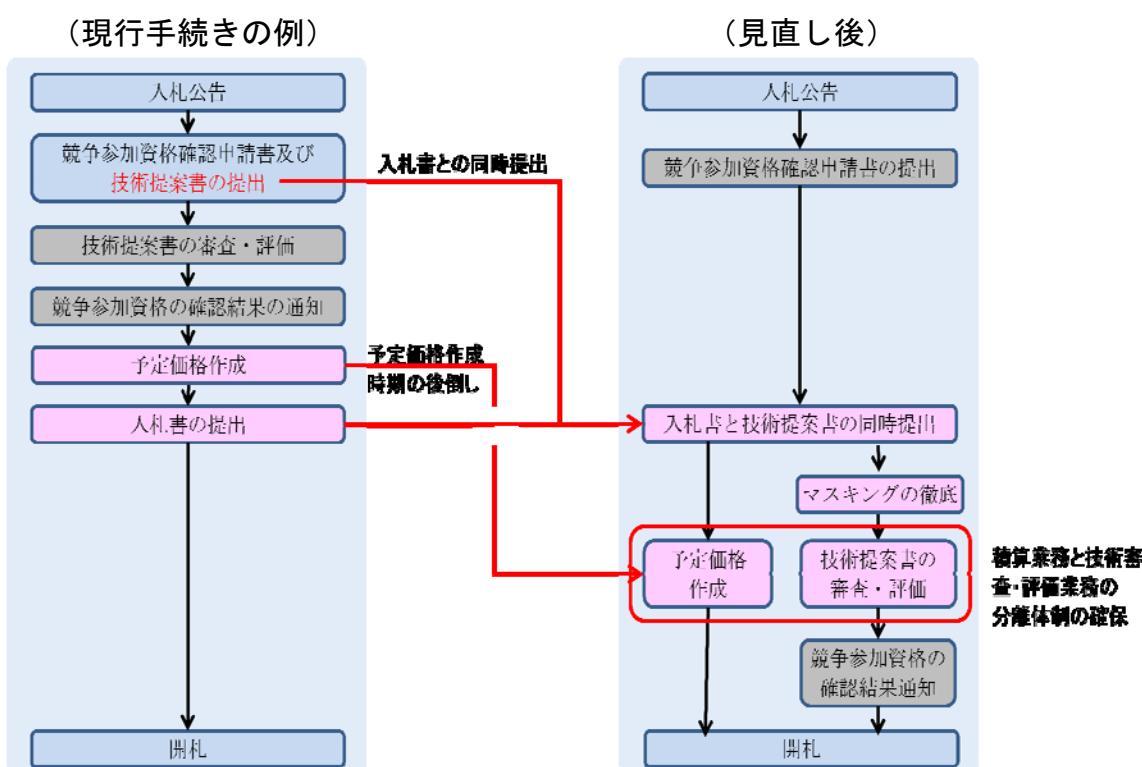
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

平成 28 年度 監察 基本計画

1. 監察の目的

監察業務は、所管行政の改善・向上、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体・職員の推賞及び不正行為の防止を目的として行うものとし、平成 28 年度においては、以下の観点に立った定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、上述の目的からみた共通的な重要課題について実施するものとし、平成 28 年度においては、以下の観点からの監察を実施する。

1) 職場の健康づくりに関する取組

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としている。そのため、道路・河川・港湾などの社会資本の整備・管理、防災官庁としての安全・安心な地域づくり、豊かで活力あるまちづくりや観光交流の拡大、陸・海・空にわたる物流・人流の確保、これらに関する産業や事業者の振興等の多岐にわたっている行政を担っている。

この使命をまっとうしていくためには、本省及び各地方支分部局等を通じ、各機関の十分な連帯の下で、一人ひとりの職員が健全な誇りや自信、やりがいを感じつつ、チームとして最大限に力を発揮するとともに、国民から信頼される行政組織のあり方を実現することが重要である。

そのためには、「明るく元気で健全な職場づくり」と「ルールへの遵守」を車の両輪とした職場づくりが重要であることから、このような職場の健康づくりに関する各機関の取組状況について、監察を実施する。

2) 災害応急対策の実施体制に関する取組

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき、防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め実施している。

地方支分部局等においても、国土交通省防災業務計画等に基づき、その所掌事務に関する防災業務計画等を作成するとともに、常日頃から、災害への対応体制等、必要な措置を講じている。

特に、平成 20 年 4 月には「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の

支援を実施しており、今日（平成27年10月末現在）まで、東日本大震災をはじめ58の災害に対し、のべ4万人・日を超える派遣隊員による被災地支援を実施してきているなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

以上を踏まえ、各地方支分部局等における災害への対応に関し、備蓄等の準備及び緊急対応時の後方支援体制などの職場環境の整備に関する取組並びに職員の健康管理などの執行体制に関する取組等、災害応急対策の実施体制に関する取組状況について、監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、国土交通省の所管行政に関する事務についての合理的運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとする。

そのような観点から、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じ、特別監察を実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 職場の健康づくりに関する取組
- 災害応急対策の実施体制に関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

東北、関東、中部及び中国の各地方整備局
北海道、東北、関東、中国及び四国の各地方運輸局
国土地理院
内閣府沖縄総合事務局

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

監察の実施上必要が生じた場合には、実施計画において対象機関を追加するなどの変更を適宜行うものとする。また、本基本計画策定後に所管行政の改善・向上、公正な業務執行の確保の観点から監察の必要を生じたときは、監察事項及び対象機関を追加して行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（平成 25 年 3 月）を踏まえた再発防止策の実効性の検証その他の入札契約事務の適正な執行に係る特別監察を行った場合は、公正入札調査会議に結果を報告した上で公表するものとする。

以上